

富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務委託 企画提案競技説明書

1 企画提案を求める業務の概要

1-1 提案を求める理由

富士山の世界文化遺産登録、2020年東京オリンピック・パラリンピックにより、外国人を含む観光客増加が見込まれるなか、成田空港や羽田空港から本県へのアクセスに不安を感じている外国人旅行者が多い状況を考慮し、外国人旅行者等がスムーズに安心して来県することができ、また、全県に整備を推進しているWi-Fiスポットを活用し、富士山をはじめ本県の周遊観光を支援する、PC、スマートフォン等のアプリ（以下「システム」という。）を全国に先駆け構築するためのシステム基本設計を行うことを目的とする。

については、外客誘客促進アプリの設計にあたり広く企画提案を求めるものである。

1-2 名称

富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務委託

1-3 事業概要

- (1) 富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ基本設計
- (2) 外国人旅行者のニーズ等調査・分析
- (3) システムの運用・維持管理に係わる計画書
- (4) システムの調達に資する仕様書
- (5) システム構築（開発）費、ハードウェア・ソフトウェアに要する経費、システム運用・維持管理に要する経費、スケジュールなどシステム構築に必要な業務

1-4 予算限度額

1,944,000円（消費税及び地方消費税込み）

- ・ ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、委託内容の規模を示すためのものであることに留意すること。
- ・ 対応言語は、日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、タイ語、インドネシア語を予定した基本設計を行う。
- ・ 平成27年度の対応言語は、日本語と英語とする。
- ・ 平成27年度のシステム構築（開発）費、ハードウェア・ソフトウェアに要する経費見込み 1,400万円程度

1-5 履行期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

ただし、構築に要するスケジュール、構築費用、基本設計概要等については、平成26年9月30日まで

2 企画提案協議への参加資格

企画提案への参加を希望する者（単体業者に限る）は、参加資格を有することを証明するため、提案参加資格確認申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

また、申請書の確認は申請書の提出期限をもって行うものとする。

(1) 提案参加資格

次のいずれにも該当するもの

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4第1項及び第2項の規定に該当しないものであること。
- ② 山梨県における物品等競争入札参加資格を持つ者。または、契約までに取得見込みの者。

<参考> 「物品等競争入札参加資格審査申請」新規申請方法

<http://www.pref.yamanashi.jp/sui-kanri/nyuusatsu-sankasikaku/shinsei-top.html>

- ③ 企画書を提出する日の前日現在で、今回の公募と同程度の規模のホームページ、スマートフォンアプリ構築に関し実績を有していること、並びにホームページ、スマートフォンアプリの保守に関しても原則として1年以上の営業実績を有していること。
- ④ 次のアからキまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは見積代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 契約の締結をすること又は契約者が契約の履行をすることを妨げた者。
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
 - キ 県が実施した企画提案競技及び付属書類等に故意に虚偽の事実を記載した者。

(2) 参加資格証明書

申請書に次のものを添付すること。

- ① 競争入札参加資格通知書（写）

競争入札に参加する者に必要な資格を申請中の場合は、「物品等競争入札参加資格審査申請書」等の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

- ② 会社概要等整理表（別紙様式第2号）

既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。

- ③ 受託実績整理表（別紙様式第3号）
- ④ 専任技術者証明書（別紙様式第4号）
- ⑤ 誓約書（別紙様式第5号）

(3) 提出期限

平成26年5月19日（月）から平成26年5月29日（木）までの「山梨県の
休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日を除く毎日、午
前8時30分から午後5時30分まで。

(4) 提出場所

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁西別館5階
山梨県観光部観光振興課 広域振興担当
電話番号（直通） (055) 223-1557
FAX番号 (055) 223-1558

(5) 提出方法

申請書の提出は、持参によるものとする。

(6) 結果の通知

入札参加資格確認の結果通知は郵便により通知する。

3 スケジュール

3-1 現場説明会

実施しない。

3-2 質問の受付

(1) 質問方法及び質問送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（別紙様式第6号）に記
載の上、電子メールまたはFAXで次の宛先に送付すること。

山梨県観光部観光振興課 広域振興担当

E-Mail : maruyama-vfj@pref.yamanashi.lg.jp

FAX : (055) 223-1558

(2) 受付期間

平成26年5月28日（水）午後5時30分までとする。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、申請書の提出があった者すべてに対して、電子メールまた
はFAXで、平成26年5月29日（金）に行う。

3-3 企画提案書の提出

企画提案書は次のとおり提出すること。

(1) 提出部数および提出方法

4 提出書類等を示す書類を書面で10部（正本1部、コピー9部）を提出すること。

提出は、持参または郵送・宅配便とするが、期限までに必着とすること。

(2) 提出期限

平成26年6月16日（月） 午後5時30分

※期限に遅れた場合は、原則として受理しない。

(3) 提出先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県観光部観光振興課 広域振興担当

電話番号（直通） (055) 223-1557

FAX番号 (055) 223-1558

3-4 企画提案のプレゼンテーション

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

(1) 実施日

平成26年6月17日（火）～20日（金）のうちいずれか1日（予定）

(2) 会場及び時間等

別途連絡する。

(3) プレゼンテーションの時間

1社1時間（提案書説明40分、質疑応答15分、入退室5分を予定）

(4) その他

- ① 提案説明者は、業務推進体制に記載した者のうち主担当となる者が行うこと。
- ② 会場には県側でプロジェクター及びスクリーンを用意する。
- ③ プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ④ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別に提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

4 提出書類等

別添「富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務委託仕様書」及び「富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務企画書作成要領」に基づき企画書を作成

すること。

5 審査及び委託業者の決定に関する事項

5-1 委託業者の選定方式

委託業者については、一般公募により幅広く企画提案を募る公募型プロポーザル方式により選定する。

5-2 審査委員会

審査は、「企画提案書」及び「企画提案のプレゼンテーション」により、県職員等で構成する「富士の国やまなし外国人誘客促進アプリ設計業務審査委員会」において行う。

5-3 審査及び採用者の決定に関する事項

(1) 審査手順

審査は、以下の手順により行うこととする。

1) 第一次審査（資格審査）

県は、提案参加者からの参加表明書及び資格審査に必要な書類をもとに、参加資格要件の具備について確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

2) 第二次審査（提案審査）

審査委員会は、企画書類の内容及び提案者からのプレゼンテーションによる質疑応答を実施して審査する。

3) 最優秀提案業者の選定

審査委員会は、審査項目ごとの評価を行い優れた企画案を提案した業者を選定する。

(2) 選定業者の決定

県は、審査委員会の選定結果をもとに、選定業者を決定する。

(3) 選定結果の公表

県は、選定業者を決定した場合、その結果を県ホームページを通じて公表する。

6 委託契約

県は、審査委員会の選定結果をもとに決定した選定業者を委託契約候補者とし、見積書徴収後、予定価格の範囲内で、随意契約により委託契約を締結する。

なお、提案された内容を基に、県と協議の上システム基本設計を行う。

7 その他

(1) 提案参加資格の喪失

業者選定日から委託契約の締結までに、実施要領において提示された提案参加資格

の一部または全部を喪失した場合には、県は、委託契約を締結しないことができる。

(2) 企画提案書の提出辞退

参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「不参加表明書（別紙様式第7号）」によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはない。

(3) 提案のための費用負担

提案のための費用は、提案者の負担とする。

(4) 秘密の厳守

本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 担当者の変更

企画提案書に記載した予定担当者を、受託後の業務遂行中に変更する場合には、事前に県に届け出るものとする。ただし、その場合には、従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証を添付すること。

(6) システム構築（開発）業務への参加制限の有無

本業務の受託有無による、構築（開発）業務への参加制限はない。